

メタルハライド光源装置用の交換ランプ事件

判決年月日 平成23年5月19日

事件名 平成22年(ネ)第10088号 不正競争行為差止請求控訴事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110520085012.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第2部

【コメント】

本件は、メタルハライド光源装置用の交換ランプの形態につき、その商品等表示性が争われた事案です。

一般に、商品の形態は、特定の商品の形態が同種の商品と識別しうる独自の特徴を有し、かつ、それが長期間にわたり継続的にかつ独占的に使用され、又は短期間であっても強力に宣伝されるなどして使用された結果、その形態自体が特定の者の商品であることを示す表示であると需要者の間で広く認識されるようになれば、いわゆるセカンダリーミーニング（第2次的出所表示機能）を獲得し、不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」と認められるとされています。

このうち 独自性の要件を備えるか否かは、同一又は類似の形態の商品の有無等が資料となって判断されますが、どこまでの範囲の商品を比較の対象として斟酌できるのかは、問題となりうるところです。

この点について、裁判例は、比較の対象となる商品を同一の商品に限定せず、ある程度緩やかに解する傾向にあるところ、本判決は、「類似する品目の商品の形態」についても斟酌することを認め、従前の裁判例の枠組みを踏襲したと考えられます。

【参考 - 商品の形態の商品等表示性に関する比較的最近の裁判例】

商品等表示肯定

知財高裁平成23年3月24日判決・裁判所HP（角質除去装置事件）

東京地裁平成22年11月28日判決・裁判所HP

東京地裁平成19年12月26日判決・裁判所HP（針付パイブレータ事件）

商品等表示否定

大阪地裁平成22年1月19日判決・裁判所HP（ピタ・マットレス事件）

知財高裁平成19年1月30日判決・裁判所HP（薬包装体事件）

知財高裁平成18年9月28日判決・裁判所HP（PTPシート事件）

【事例】

X（原告・控訴人）は、Xが製造販売する原告250型ランプ及び原告252型ランプの商品形態が商品等表示として需要者間に広く認識されているとして、Y（被告・被控訴人）が被告250型ランプ及び被告252型ランプを製造販売する行為は不正競争防止

法2条1項1号所定の不正競争に該当すると主張し、損害賠償金5000万円と遅延損害金の支払をYに求めた（その他一般不法行為も主張）。

原判決は、不競法違反に基づく請求について、原告各商品形態が、Xの業務に係る交換ランプであることを示す商品等表示として需要者の間に広く認識されていたものとは認め難いとして、請求を棄却するとともに、一般不法行為の成立も否定してその請求を棄却した。X控訴。

【判決内容の概要】

「控訴人は、形態的特徴の判断については、あくまでも市場における商品形態の特徴について判断すべきところ、本件における市場は、メタルハライド光源ランプ250Wクラスでの市場であり、これらのランプを製造販売しているのは、控訴人、岩崎電気、目白ゲノッセン、ケンコーであるから、商品の比較については、これらの製造メーカー間において行うべきものであり、その比較の結果、原告各ランプの形態的特徴は明らかであると主張する。

しかし、商品の有する形態が独特の特徴を有するか否かの判断においては、当該商品の需要者・使用者が当該商品の形態の中にどのような特徴的構成があると認識するかが重要であるから、当該商品の形態と同一種類の商品の形態との対比が基本となるとしても、それに限定される合理的理由はなく、当該商品と類似する品目の商品の形態をも念頭に置いて需要者・使用者の認識を検討すべきものといわなければならない。本件においても、原告各ランプと同一のメタルハライドランプにおける商品上の形態を基本としつつ、同様の高輝度のランプであるハロゲンランプにおける一般的形態も念頭に置いて、その形態上の特徴を検討すべきである。そして、メタルハライドランプ及びハロゲンランプの商品市場において、原告各ランプと同様の半球状の湾の浅い集光鏡が広く用いられていること、集光鏡の外周縁部又は側面部に位置決め用の切り欠けを設けることが公知公用の形態であることは、前記「ク他社製品の商品形態」に認定したとおりであるから、控訴人の上記主張を採用することはできない。」

〔文責：山崎 道雄〕以上